

令和8年度

十和田市空家等解体撤去費補助金の概要

- 老朽化し周囲へ影響を及ぼす恐れのある空き家を**除却(解体及び撤去)**する所有者等に対して、**除却費の一部を補助**します。

補助金の額

- **除却に要する費用の20%以内(限度額50万円)**

※令和8年度十和田市空家等解体撤去費補助金を予算の範囲内で交付します。
※空き家の除却に要する費用には消費税も含まれます。

スケジュール

- **令和9年3月12日までに解体撤去工事を完了し、実績報告書が提出されること**

●事前調査

事前調査の申出により空家等の現地調査を行い、**特定空家等**または**危険空家等**に該当するか判定して通知します。

●補助対象条件

対象空家等

- ①～③の要件のいずれにも該当する空家等
 - ① 特定空家等として市長が認めたもの又は危険空家等に該当すると判定されたもの(空家等対策の推進に関する特別措置法第22条第2項の規定に基づく勧告を受けたものを除く)
 - ② **個人が所有するもの**(2人以上の個人が共有しているものを含む。)
 - ③ 所有権以外の権利が設定されている場合には、当該権利を設定した者から空家等の解体及び撤去について同意を得ているもの
- ※市長が特に必要があると認めた時はこの限りでない

対象者

対象空家等の所有者又は所有者の相続人その他管理するに認める者で次の①～②の要件のいずれにも該当する者

- ① 市区町村が賦課する税金を滞納していないこと
- ② 暴力団関係者と密接な関係を有している者でないこと

対象工事

- ①～⑤の要件のいずれにも該当する工事
- ① 補助対象空家等の全部を解体し、及び撤去する工事
- ② **市内に本店又は支店等を有する業者**で、建設業法の建築工事業又は解体工事業の許可を受けたもの、若しくは、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の解体工事業の登録を受けたものが行う解体撤去工事
- ③ 補助対象者が工事請負契約を締結する解体撤去工事
- ④ 他の補助制度による補助金の交付、公共事業等による補償の対象とならない解体撤去工事
- ⑤ 補助金の交付決定後に工事着手し、**令和9年3月12日**までに完了することができる解体撤去工事